

令和 6 年度第 3 回 越前市政システム改革推進委員会

日時：令和 7 年 3 月 1 0 日（月）

午後 1 時 3 0 分～

場所：市役所 3 階 大会議室

会 議 次 第

1 開会

2 協議事項

（１）行財政システム改革プランの取組みについて 資料 1

（２）市民の幸福に関する条例（仮称）の制定に向けた取組みについて
. 資料 2

（３）その他

3 閉会

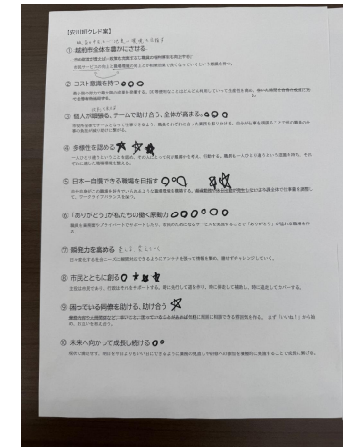
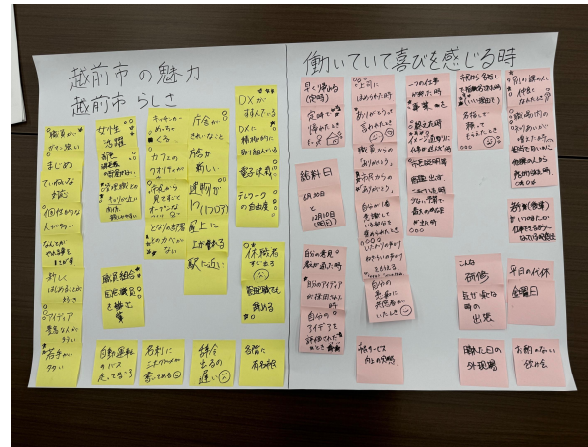
行財政システム改革プラン の主な取組みについて

現在の取組み



■ 職員行動指針の策定に向けた取組み

市役所変えよっさ推進を中心としたワーキンググループを開催し、素案を作成



- ◆ 職員行動指針の作成を通じて、参画した職員のモチベーションアップにもつながっている
 - ➡ 職場の仲間と真剣に職場を考えることで連帯感が向上する
 - ➡ 今後、職員行動指針を職員研修に活用

現在の取組み



■ DXの推進による便利な市役所づくり

● 手のひら市役所の推進

オンラインでできる手続数が増加

→ R 5 年度末 49手続
→ R 7 年 1 月時点 186手続

今年度
137手続追加
(さらに増加する見込み)

● バックヤード作業の自動化の推進

業務プロセスの自動化ソフトを導入

→ 導入したソフトを活用し、軽自動車の継続検査時の納税状況照会に自動で回答できるシステムを職員が開発

● 生成 A I の利用促進

職員の生成 A I の利用を促進し、業務効率化を実現

- ・ あいさつ文案や資料骨子の作成
- ・ 議事録の要約
- ・ 文章やデータのチェック
- ・ イラストの作成 など



■ 委託業務のモニタリング

委託業務の適正な実施を図るため、市と財政的な関連度が高い受託事業者（のべ30事業者）について会計管理状況などのモニタリング調査を実施

■ 開庁時間の見直しについての研究

資料1－②参照

自治体の開庁時間見直しの動き について



- ・第2回市政システム改革推進委員会において、自治体の開庁時間短縮についての提言あり
- ・「かえるシート」の取組みでも、へらす項目として開庁時間短縮のアイデアあり
- ・県外自治体で新たに開庁時間の短縮を始める自治体が増えてきている

➡ 開庁時間の見直しについての研究
に着手

他自治体の事例（最近開始されたもの）



自治体名	開始時期	短縮後の開庁時間	来庁者への影響範囲
(岐阜県) 飛騨市	2024年11月～	9:00～16:30 (1時間15分短縮)	約10%
(岐阜県) 美濃加茂市	2024年11月～	8:45～16:45 (45分短縮)	5%弱
(茨城県) つくば市	2024年10月～	8:45～16:30 (1時間短縮)	約10%
(滋賀県) 彦根市	2024年10月～	9:00～16:45 (1時間短縮)	約9%

（主な短縮理由）

- ・働き方改革、時間外勤務の削減
- ・市民サービスの向上
- ・来庁不要な手続の増加

開庁時間短縮による影響軽減策



短縮自治体では、次のような影響軽減策を実施

- ・ オンラインを活用した来庁不要な手続の拡大
- ・ A Iを活用した総合案内サービスの提供
- ・ 繁忙期の開庁時間の臨時延長、臨時開庁
- ・ 事前予約制での窓口延長
- ・ 緊急性等に応じて区分（緊急性のある業務は随時対応）

◆ 開庁時間の短縮を行っている自治体では、DXを進めて代替手段を確保したり、時期や業務内容に応じたメリハリのある対応を行ったりすることで、住民への影響を軽減している。



■職員の働き方の改善

- ・窓口対応の準備や後片付けの時間が確保でき、職員の負担が軽減。
- ・時間外労働が減少し、職員のストレスの軽減や健康維持に寄与。

■市民サービスの「質」の向上

- ・職員間の情報共有、研修、業務の点検、業務改善に向けた検討作業などの時間を確保することができ、行政サービスの質が向上。
 - ➡ ミスやトラブルの減少、効率的な業務運営



■イメージアップ

- ・「働き方改革」に力を入れていることが市役所内外に伝わる。

➡ 就活生などからのイメージアップ、「ブラック職場」というイメージの払拭
職員の働き方改革への期待感向上、「改革できる」という意識の向上

■人件費の減少

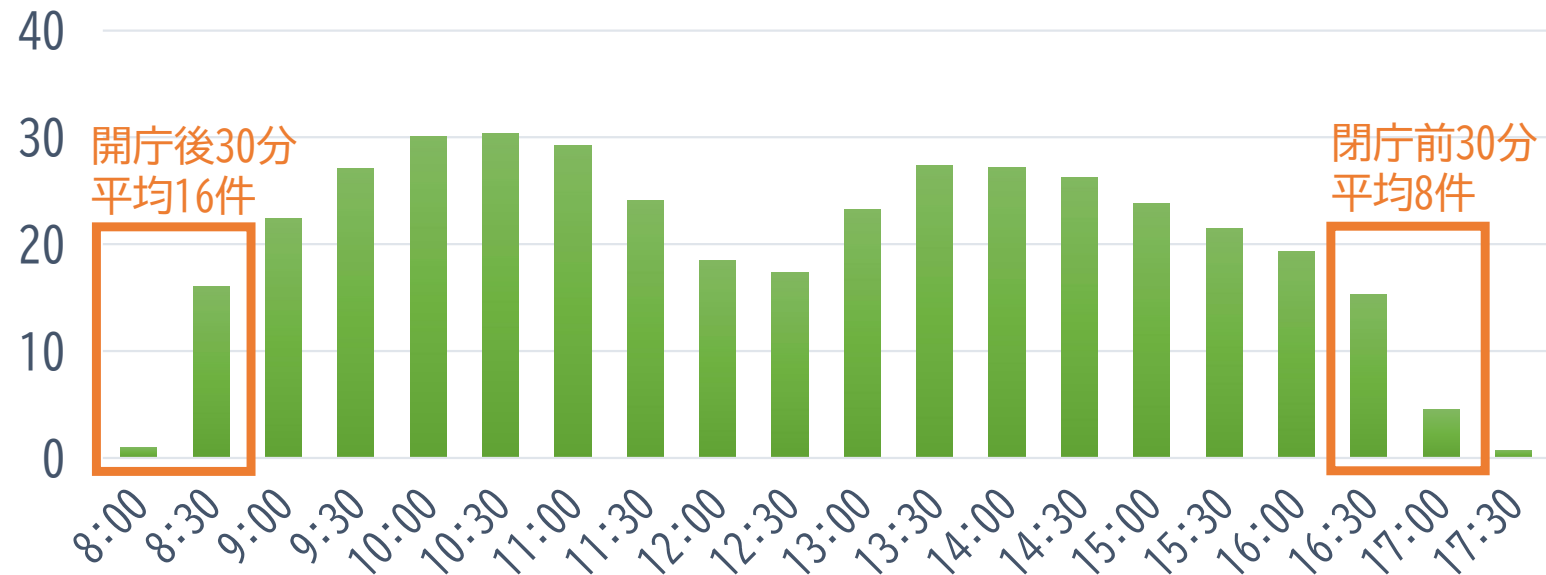
- ・効率的な時間管理が可能となり、超過勤務手当の支出が減少。

本市における現状



開庁直後・閉庁直前の来庁少ない

1階窓口の来庁件数（1日当たり） R5年度実績



- ◆ 開庁直後・閉庁直前の来庁件数は、
1階フロア全体で（開庁直後）2分間で1件程度
（閉庁直前）4分間で1件程度

（課題） 来庁者はほとんどいないが、開庁時間中である以上、受付できる体制を維持しないといけない。

本市における現状



1 階窓口の来庁件数が減少

令和2年_(1~12月) 116,751件

令和5年度_(4~3月) 95,863件

3年で約2割減少
(年間2万件超の減少)

◆特に減少数が大きかった来庁目的

- ・住民票や印鑑証明などの取得 (約35,000件➡約22,000件)

- ◆ マイナンバーカードを利用した、住民票等のコンビニ交付の普及などにより、市役所の来庁者が減っている。

越前市民のマイナンバーカード保有率：80.7% R7.1月末現在

参考：全国平均 77.6%

➡ コロナ過を経て、来庁しない手続の普及が進む

本市における現状



オンラインで出来る手続が増加

令和5年度末

49手続

令和7年1月時点

186手続



今年度
137手続追加

(さらに増加する見込み)

- ◆ 令和6年度から市役所への行政手続のオンライン化を進める「手のひら市役所」の取組みを実施中

- ◆ 手のひら市役所の推進により、オンラインで出来る手続が増加中

(目標：令和8年度末までに470手続をオンライン化)

➡ 来庁件数が更に減少していく見込み



現場の声

- ・開庁直後は、ほとんど混みあわない。
9時30分頃から窓口来庁者が多くなる。
(総合案内)
- ・曜日的には月曜日や連休明けの日が混みあう。
(総合案内)
- ・窓口の混雑にも波がある。
【混雑する日】 月曜、金曜、各種手続通知を出してから1週間
(窓口サービス課)



現場の声

- ・開庁準備(機器の起ち上げ等)に15分程度、閉庁後の後片付けや後処理に30分程度必要。
(窓口サービス課)
- ・開庁時間中は全職員が電話か窓口の対応があるため、デスクワークは進まない。
また、集中してできないためミスが増えたり、通常よりも時間がかかる。
(窓口サービス課)



現場の声

- ・お客様の来庁が17:15に近い場合、手続等の関係で窓口が17:30を過ぎても閉鎖できない。
(窓口サービス課)
- ・他自治体に照会する必要がある場合、相手先の自治体の受付時間を終了していると、手続が滞るため、再来庁が必要な場合が出てくる。
(窓口サービス課)
- ・開庁時間は遅くても問題ない。閉庁時間については、働いている保護者などへの配慮が必要であり、早めにくい。(こども未来課)

越前市民の幸福に関する条例（骨子案）

R7.3.10

幸せを感じることは、生活への活力を引き出し、こころと体の健康を保ち、より充実した人生をもたらします。

そして、全ての市民が幸福であることは、自治体が目指すべき理想の姿です。

越前市では、この理想の姿を目指すため、いち早く幸福実感（ウェルビーイング）を重視した市政運営を始めました。

越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）を市政運営の中心に置き、市全体で、また、市民や市内の様々な団体と共に政策を進めることで、最も効果的に市民の期待に応え、越前市の魅力を高め、より良い越前市を次の世代に引き継ぐことができます。

私たちは、越前市民の誰もが幸福を実感し、笑顔で暮らせる越前市を目指し、日々進化し続けるため、その礎としてこの条例を制定します。

（条例の目的）

第1条 この条例は、全ての越前市民が生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すため、市が行う政策や取組みについての基本的な考え方と方向性を定めるものです。そして、それらを定めることにより、効果的に市民の期待に応え、越前市の魅力を高め、越前市民の幸福実感を高めていくことを目的としています。

（条例の用語の説明）

第2条 この条例で使用している言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 越前市民 越前市内に住んでいる人、越前市内で働いている人、及び越前市内の学校に通う人のことをいいます。
- (2) 越前市内の団体 主に越前市内で活動する団体のことをいい、越前市内に事務所を持つ企業などの法人を含みます。
- (3) 幸福実感 心身ともに健康で、社会的にも満たされている状態のことをいいます。なお、この状態は、「ウェルビーイング」と呼ばれることがあります。
- (4) 幸福実感のふるさとづくり 全ての越前市民が生き生きと生活し、幸福をますます実感できる自治体を目指して市が進める政策や取組みのことをいいます。
- (5) 越前市 人が暮らすまちとしての越前市のことをいいます。
- (6) 市 越前市の行政組織のことをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 越前市民の幸福実感を高めるための政策や取組みは、次の4つの考え方を基本として行います。

- (1) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、さらに幸福を実感できる越前市を目指して行います。

- (2) 幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰一人取り残されない越前市を目指して行います。
- (3) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民の幸福を追求する権利を守り、尊重しながら進めます。
- (4) 幸福実感のふるさとづくりは、地域の特性に配慮しながら、また、地域の特色を生かしながら進めます。

(市民や市内の団体の役割)

第4条 越前市民及び越前市内の団体は、第3条で定めている基本的な考え方を共有し、市が行う越前市民の幸福実感を高めるための取組みに協力するように努めます。この場合において、越前市民は、幸福を求め、実感する主役は自分たちであることを自覚し、積極的に関わっていくように努めます。

- 2 越前市民及び越前市内の団体は、他の人が持っている幸福を求め、幸福を実感する権利を尊重するように努めます。

(市長の役割)

第5条 市長は、越前市民の信頼に応えながら市全体で幸福実感のふるさとづくりを進めるために、リーダーシップを発揮します。

(市の役割と政策などの進め方)

第6条 市は、越前市民全体の幸福実感を高めるため、第3条で定めている基本的な考え方にに基づきながら、第7条以降で定めている方向性に沿って総合的かつ計画的に政策や取組みを進めます。

(安全で安心して住み続けられる地域づくり)

第7条 市は、越前市民がより安全に、より安心して生活することができるように、住みやすく災害に強いまちづくりや安心して住み続けられる地域づくりなどを進めます。

(健やかなくらしづくり)

第8条 市は、越前市民が心身ともに健康でいられるように、健康長寿のための取組みを進めます。また、福祉サービスや社会におけるセーフティネット（安全を守るための仕組みをいいます。）の充実を図ります。

(魅力的で活力のある地域づくり)

第9条 市は、地域産業の活性化やスポーツ・文化の振興などの取組みを通じて、市の魅力を高めます。また、これにより、人が集う、元気と活力に満ちた自治体を目指します。

(充実した子育て・教育環境づくり)

第10条 市は、越前市民が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。また、未来を担う子ども達が夢を持って健やかに育つことができるように、より良い学びの環境を提供します。

(支え合い、助け合える地域づくり)

第11条 市は、地域の自治を支援します。また、地域の人々がつながりを深め、お互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

(居場所づくりと舞台の提供)

第12条 市は、第7条から第11条までの取組みを通じて、越前市民一人ひとりが自分らしくいられる居場所を作ります。また、越前市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場や機会を提供します。

(対話の尊重)

第13条 市は、幸福実感のふるさとづくりが越前市民一人ひとりに根付いたものとなるように、積極的に越前市民や越前市内の団体との対話の機会やその意見を把握する機会を設けます。また、越前市民や越前市内の団体に対して、市の持つ情報を広く発信します。

(具体的な取組みへの反映)

第14条 市は、総合計画(市の行政を総合的かつ計画的に運営するために作られる、市の最上位の計画をいいます。)などの市の政策の基本となる計画を作るときは、第3条で定めている基本的な考え方を尊重します。

2 市は、具体的な取組みを考え、実行する際には、越前市民の幸福実感を高められるように努力します。

3 市は、越前市民の幸福実感の高まり具合を知ることが市の政策や取組みを進める上での道しるべとなることから、政策や取組みの効果的な実現のために、越前市民のニーズや幸福度(越前市民が幸福を実感している度合いをいいます。)の把握に努めます。

(未来につながる市政運営)

第15条 市は、将来に渡って越前市民の幸福実感を高めていけるように、創意工夫を行い、健全な財政運営を進めます。

2 市は、将来に渡って越前市民の幸福実感を高めていけるように、市の政策や取組みの担い手である人財の確保と育成に努めます。また、市の政策や取組みを担う人財が生き生きと活躍できる行政運営を行います。

附 則
この条例は、令和7年 月 日から施行します。

骨子案の修正に当たっての考え方

越前市民の幸福に関する条例（骨子案修正案）の作成に当たっては、次の考え方に基づき、修正を行った。

1 わかりやすさを重視

法令用語・表現に縛られず、なるべく平易な用語・表現を用いる。

- ・ 越前市民の幸福に関する条例は、市民の権利義務や行政手続を定める条例ではないことから、法令用語による条文理解の画一性よりも、より多くの人の理解しやすさ、読みやすさを重視する。

【使用を避けた法令用語】

及び、並びに、又は、若しくは、等、前条、次条、項、号

- ・ ただし、比較的厳密性が求められる部分（越前市民の定義など）については、法令用語を使用する。
- ・ 一文が長く、わかりにくいものについては、文章を複数（前段・後段など）に分割する。
- ・ 条例中で複数使用する用語は、第2条にまとめて用語説明（定義規定）を設ける。
- ・ 既存ルールで条文の引用などが可能となるよう、条例の構造自体は一般的な条例の構造を踏襲する。

2 見出しを工夫

法令的な知識がなくても条文の内容が把握しやすくなるよう、見出しの内容を工夫する。

【例】 （定義） ➡ （この条例の用語の説明）

3 委員会や市内団体からの意見を反映

第2回委員会や市内団体への説明時に出たご意見での条例に反映すべき内容について、条文中に反映した。

【追加反映したものの例】

- ・ 職員のウェルビーイングの視点（第2回委員会での意見）
- ・ 地域の特性についての視点（自治連合会理事会での意見）

旧案（第2回委員会説明時骨子案）		（参考）A I による旧案の修正案	新案（第3回委員会用骨子案再修正案）		修正点
題名	越前市民の幸福に関する条例		題名	越前市民の幸福に関する条例	修正なし
前文	我が国では、平成、令和と時代が進むにつれ、人口の減少や高齢化、住民ニーズの多様化・複雑化などが進み、また、それらが日々変化しています。 そのような中、本市を始めとする地方自治体は、環境の変化に合わせ、視野の広い行政運営やしっかりと先を見据えた判断をスピーディーに行っていくことが求められ始めています。 一方で、社会の成熟が進むにつれ、「経済的な豊かさ」「物質的な豊かさ」ではなく、一人ひとりが「実感できる豊かさ」、いわゆる主観的な幸福実感（ウェルビーイング）を重要視しようという動きが世界的に生じ始めています。 そして、越前市では、複雑で変化が速いこれからの社会に対応するため、いち早く幸福実感（ウェルビーイング）に正に主眼を置いた市政運営を始めました。 住民の幸福実感（ウェルビーイング）を高め、最大化していくことは、いつの時代であっても行政運営を進める上での最も重要な使命です。 越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）を市政運営の中心軸として据え、市を挙げて、また、越前市民や市内の様々な団体などと連携しながら政策を進めていくことで、最も効果的に越前市民の期待に応え、市の魅力を高め、そして、より良い越前市を次の世代へと引き継いでいくことができます。 市政の原点を示し、越前市民の誰もが幸福をますます実感できる越前市へと日々進化し続けるため、この条例を制定します。	日本では、平成から令和にかけて、人口が減り、高齢化が進み、住民のニーズも多様で複雑になってきました。そして、これらの変化は日々進んでいます。 このような状況の中で、越前市をはじめとする地方自治体は、環境の変化に対応し、広い視野を持って迅速に判断することが求められています。 一方で、社会が成熟するにつれて、「経済的な豊かさ」や「物質的な豊かさ」ではなく、一人ひとりが「実感できる豊かさ」、つまり主観的な幸福感（ウェルビーイング）を重視する動きが世界中で広がっています。 越前市では、複雑で変化の速いこれからの社会に対応するため、いち早く幸福感（ウェルビーイング）を重視した市政運営を始めました。 住民の幸福感（ウェルビーイング）を高めることは、いつの時代でも行政の最も重要な使命です。越前市民の幸福感（ウェルビーイング）を市政の中心に据え、市全体で、また市民や市内の様々な団体と協力しながら政策を進めることで、最も効果的に市民の期待に応え、市の魅力を高め、より良い越前市を次の世代に引き継ぐことができます。 この条例は、市政の基本方針を示し、越前市民の誰もが幸福を実感できる越前市を目指して日々進化し続けるために制定されました。	前文	幸せを感じることは、生活への活力を引き出し、こころと体の健康を保ち、より充実した人生をもたらします。 そして、全ての市民が幸福であることは、自治体が目指すべき理想の姿です。 越前市では、この理想の姿を目指すため、いち早く幸福実感（ウェルビーイング）を重視した市政運営を始めました。 越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）を市政運営の中心に置き、市全体で、また、市民や市内の様々な団体と共に政策を進めることで、最も効果的に市民の期待に応え、越前市の魅力を高め、より良い越前市を次の世代に引き継ぐことができます。 私たちは、越前市民の誰もが幸福を実感し、笑顔で暮らせる越前市を目指し、日々進化し続けるため、その礎としてこの条例を制定します。	・より分かりやすく、簡潔な内容に変更
第1条	（目的） この条例は、越前市民の誰もが幸福を追求しながら生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すふるさとづくり（以下「幸福実感のふるさとづくり」といいます。）について、その基本的な考え方を明らかにし、それを推進するための基本となることを定めることで、越前市民の幸福実感の向上に役立てることを目的とします。	この条例は、越前市民が幸福を追求しながら生き生きと生活し、幸福を実感できる越前市を目指すための基本的な考え方を示し、その推進のための基盤を定めることを目的としています。これにより、越前市民の幸福感を高めることを目指します。	第1条	（条例の目的） この条例は、全ての越前市民が生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すため、市が行う政策や取組みについての基本的な考え方と方向性を示すものです。そして、それらを定めることにより、効果的に市民の期待に応え、越前市の魅力を高め、越前市民の幸福実感を高めていくことを目的としています。	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更 ・長い文章を前段と後段に分割
第2条	（定義） （第1項） この条例において「越前市民」とは、市内に住み、勤め、又は通学する者をいいます。 （第2項） この条例において「幸福実感」とは、人が心身ともに、かつ、社会的にも満たされた状態をいいます。 （第3項） この条例において「共助」とは、地域や身近にいる人同士が支え合い、及び助け合うことをいいます。	この条例で「越前市民」とは、越前市内に住んでいる人、働いている人、または通学している人を指します。 この条例で「幸福実感」とは、心身ともに健康で、社会的にも満たされている状態を指します。 この条例で「共助」とは、地域や身近な人たちが互いに支え合い、助け合うことを指します。	第2条	（条例の用語の説明） この条例で使用している言葉の意味は、次のとおりです。 (1) 越前市民 越前市内に住んでいる人、越前市内で働いている人、及び越前市内の学校に通う人のことをいいます。 (2) 越前市内の団体 主に越前市内で活動する団体のことをいい、越前市内に事務所を持つ企業などの法人を含みます。 (3) 幸福実感 心身ともに健康で、社会的にも満たされている状態のことをいいます。なお、この状態は、「ウェルビーイング」と呼ばれることがあります。 (4) 幸福実感のふるさとづくり 全ての越前市民が生き生きと生活し、幸福をますます実感できる自治体を目指して市が進める政策や取組みのことをいいます。 (5) 越前市 人が暮らすまちとしての越前市のことをいいます。 (6) 市 越前市の行政組織のことをいいます。	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更 ・(1)～(6)に分けて記載する方式に変更 ・条文中に複数回出てくる表現の説明を集約（越前市内の団体、幸福実感のふるさとづくり） ・まちとしての「越前市」と行政組織としての「市」を区別

旧案（第2回委員会説明時骨子案）		（参考）A I による旧案の修正案	新案（第3回委員会用骨子案再修正案）		修正点
第3条	（基本的な考え方）		第3条	（基本的な考え方）	・より分かりやすい表現に変更 ・地域の特性に応じて政策・取組みを進めることを追加（市内団体説明時に意見あり）
（第1項）	幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をなお一層実感できる越前市となることを目指して行います。	幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、さらに幸福を感じられる越前市を目指して行います。		越前市民の幸福実感を高めるための政策や取組みは、次の4つの考え方を基本として行います。	
（第2項）	幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残されない越前市となることを目指して行います。	幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、誰もが取り残されない越前市を目指して行います。		(1) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、さらに幸福を実感できる越前市を目指して行います。	
（第3項）	幸福実感のふるさとづくりは、越前市民が持つ幸福を追求する権利を守り、及びこれを尊重して行います。	幸福実感のふるさとづくりは、越前市民の幸福を追求する権利を守り、尊重しながら進めます。		(2) 幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰一人取り残されない越前市を目指して行います。	
				(3) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民の幸福を追求する権利を守り、尊重しながら進めます。	
				(4) 幸福実感のふるさとづくりは、地域の特性に配慮しながら、また、地域の特色を生かしながら進めます。	
第6条	（市民等の役割）		第4条	（市民や市内の団体の役割）	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更 ・長い文章を前段と後段に分割
（第1項）	越前市民及び市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体（以下「越前市民等」といいます。）は、第3条に定める基本的な考え方を共有するとともに、市が行う市全体の幸福実感の向上のための取組に協力するよう努めます。	越前市民や市内に事務所を持つ法人、市内で活動する組織や団体（以下「越前市民等」）は、第3条で示された基本的な考え方を共有し、市が行う幸福感向上の取り組みに協力するよう努めます。	（第1項）	越前市民及び越前市内の団体は、第3条で定めている基本的な考え方を共有し、市が行う越前市民の幸福実感を高めるための取組みに協力するように努めます。この場合において、越前市民は、幸福を求め、実感する主役は自分たちであることを自覚し、積極的に関わっていくように努めます。	
（第2項）	越前市民等は、越前市民自らが幸福を追求する主体であることを自覚するとともに、他者が持つ幸福を追求し、及び実感する権利を尊重するよう努めます。	越前市民等は、自分たちが幸せを求める主体であることを認識し、他の人々が幸せを求めて感じる権利を尊重するよう努めます。	（第2項）	越前市民及び越前市内の団体は、他の人が持っている幸福を求め、幸福を実感する権利を尊重するよう努めます。	
第4条	（市長の責務）		第5条	（市長の役割）	・見出しを変更 ・「越前市民の信頼に応えながら」の部分を追加（第2回委員会で意見あり）
	市長は、市を挙げて幸福実感のふるさとづくりを推進することができるよう、リーダーシップを発揮します。	市長は、市全体で幸福実感のふるさとづくりを進めるために、リーダーシップを発揮します。		市長は、越前市民の信頼に応えながら市全体で幸福実感のふるさとづくりを進めるために、リーダーシップを発揮します。	
第5条	（市の責務）		第6条	（市の役割と政策などの進め方）	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更
	市は、第3条に定める基本的な考え方に基づき、市全体の幸福実感の向上のための取組を総合的かつ計画的に推進します。	市は、第3条で示された基本的な考え方に基づいて、市全体の幸福感を高めるための取り組みを総合的かつ計画的に進めます。		市は、越前市民全体の幸福実感を高めるため、第3条で定めている基本的な考え方に基づきながら、第7条以降で定めている方向性に沿って総合的かつ計画的に政策や取組みを進めます。	
第7条	（安全で安心に住み続けられる地域づくり）		第7条	（安全で安心に住み続けられる地域づくり）	・より分かりやすい表現に変更
	市は、越前市民が安全で安心して生活することができるよう、生活しやすく災害に強い都市基盤の整備、安心して住み続けられる地域づくり等を進めます。	市は、越前市民が安全で安心して生活できるように、住みやすく災害に強い都市基盤を整備し、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。		市は、越前市民がより安全に、より安心して生活することができるよう、住みやすく災害に強いまちづくりや安心して住み続けられる地域づくりなどを進めます。	
第8条	（健やかなくらしづくり）		第8条	（健やかなくらしづくり）	・より分かりやすい表現に変更
	市は、越前市民が心身ともに健やかに生活することができるよう、越前市民の健康長寿のための取組を進めるとともに、福祉サービス、社会におけるセーフティネット（安全を守るための仕組みをいいます。）の充実等を図ります。	市は、越前市民が心身ともに健康でいられるよう、健康長寿のための取り組みや福祉サービスの充実を図ります。		市は、越前市民が心身ともに健康でいられるように、健康長寿のための取組みを進めます。また、福祉サービスや社会におけるセーフティネット（安全を守るための仕組みをいいます。）の充実を図ります。	

旧案（第2回委員会説明時骨子案）		（参考）A I による旧案の修正案	新案（第3回委員会用骨子案再修正案）		修正点
第9条	（活力ある地域づくり） 市は、魅力にあふれ、人が集う持続可能な越前市となるよう、地域産業の活性化、スポーツ・文化の振興等を通じて市の魅力の向上を図るとともに、広く市内外に市の魅力を発信します。	市は、地域産業の活性化やスポーツ・文化の振興を通じて、市の魅力を高めます。	第9条	（魅力的で活力のある地域づくり） 市は、地域産業の活性化やスポーツ・文化の振興などの取組みを通じて、市の魅力を高めます。また、これにより、人が集う、元気と活力に満ちた自治体を目指します。	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更
第10条	（充実した子育て・教育環境づくり） 市は、越前市民が未来を担う子ども達を安心して産み育てられ、及び子ども達が夢を持って健やかに育つことができる環境づくりを進めます。	市は、子どもたちが安心して育ち、夢を持って成長できる環境を整えます。	第10条	（充実した子育て・教育環境づくり） 市は、越前市民が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。また、未来を担う子ども達が夢を持って健やかに育つことができるように、より良い学びの環境を提供します。	・より分かりやすい表現に変更 ・長い文章を前段と後段に分割
第11条	（支え合い、助け合える地域づくり） 市は、地域における人と人とのつながりを深め、越前市民が互いに支え合い、及び助け合うことのできるよう、地域の自治を支援し、共助（地域や身近な人たちが互いに支え合い、及び助け合うことをいいます。）のための環境づくりを進めます。	市は、地域の人々がつながりを深め、越前市民が互いに支え合い、助け合えるように、地域の自治を支援し、共助（地域や身近な人たちが互いに支え合い、助け合うこと）のための環境づくりを進めます。	第11条	（支え合い、助け合える地域づくり） 市は、地域の自治を支援します。また、地域の人々がつながりを深め、お互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。	・より分かりやすい表現に変更 ・長い文章を前段と後段に分割
第12条 （第1項） （第2項）	（居場所づくり及び舞台の提供） 市は、第7条から前条までの取組を通じて、越前市民一人ひとりが自分らしく居られる居場所づくりを進めます。 市は、第7条から前条までの取組を通じて、越前市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場及び機会の提供を図ります。	市は、第7条から前条までの取組みを通じて、越前市民一人ひとりが自分らしくいられる居場所を作ります。また、越前市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場や機会を提供します。	第12条	（居場所づくりと舞台の提供） 市は、第7条から第11条までの取組みを通じて、越前市民一人ひとりが自分らしくいられる居場所を作ります。また、越前市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場や機会を提供します。	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更 ・2項建てだったものを1項建てに変更し、前段と後段に分割
第13条	（対話等の尊重） 市は、越前市民一人ひとりに根付いた幸福実感のふるさとづくりとなるよう、積極的に越前市民等との対話の機会及び越前市民等の意見を把握する機会を設け、並びに市の持つ情報を広く発信します。	市は、越前市民一人ひとりが幸福を実感できるふるさとづくりを目指し、積極的に越前市民等との対話や意見を聞く機会を設け、市の情報を広く発信します。	第13条	（対話の尊重） 市は、幸福実感のふるさとづくりが越前市民一人ひとりに根付いたものとなるように、積極的に越前市民や越前市内の団体との対話の機会やその意見を把握する機会を設けます。また、越前市民や越前市内の団体に対して、市の持つ情報を広く発信します。	・より分かりやすい表現に変更 ・長い文章を前段と後段に分割
第14条 （第1項） （第2項）	（施策等への反映） 市は、総合計画（市の行政の総合的かつ計画的な運営を図るために策定される、市の最上位の計画をいいます。）その他の市の政策の基本となる計画を定めるときは、第3条に定める基本的な考え方を尊重します。 市は、施策の立案及び実行に当たっては、越前市民の幸福実感の向上に努めるとともに、その効果的な実現に向け、越前市民のニーズや幸福度（市民が幸福を実感している度合いをいいます。）の把握に努めます。	市は、総合計画（市の行政を総合的かつ計画的に運営するための最上位の計画）やその他の基本的な政策を定める際に、第3条で示された基本的な考え方を尊重します。 市は、施策を立案・実行する際に、越前市民の幸福感を高めることに努めます。また、その効果的な実現のために、市民のニーズや幸福度（市民が幸福を感じている度合い）を把握するよう努めます。	第14条 （第1項）	（具体的な取組みへの反映） 市は、総合計画（市の行政を総合的かつ計画的に運営するために作られる、市の最上位の計画をいいます。）などの市の政策の基本となる計画を作るときは、第3条で定めている基本的な考え方を尊重します。	・見出しを変更 ・より分かりやすい表現に変更 ・長い文章を第2項と第3項に分割 ・幸福実感が政策の道しるべ（＝政策の評価基準）となることを示す部分を追加（第2回委員会で関連意見あり）
			（第2項）	市は、具体的な取組みを考え、実行する際には、越前市民の幸福実感を高められるように努力します。	
			（第3項）	市は、越前市民の幸福実感の高まり具合を知ることが市の政策や取組みを進める上での道しるべとなることから、政策や取組みの効果的な実現のために、越前市民のニーズや幸福度（越前市民が幸福を実感している度合いをいいます。）の把握に努めます。	

旧案（第2回委員会説明時骨子案）		（参考）A I による旧案の修正案	新案（第3回委員会用骨子案再修正案）		修正点
			第15条	（未来につながる市政運営）	・持続可能性の視点を加えるため、条追加 ・職員のウェルビーイングの視点を加えるため、第2項部分を追加（第2回委員会で意見あり）
			（第1項）	市は、将来に渡って越前市民の幸福実感を高めていけるように、創意工夫を行い、健全な財政運営を進めます。	
			（第2項）	市は、将来に渡って越前市民の幸福実感を高めていけるように、市の政策や取組みの担い手である人財の確保と育成に努めます。また、市の政策や取組みを担う人財が生き生きと活躍できる行政運営を行います。	
附則	附 則 この条例は、令和7年 月 日から施行します。		附則	附 則	
				この条例は、令和7年 月 日から施行します。	

越前市民の幸福に関する条例（仮称）骨子案の構成

【基本となることを定める部分】

「幸福実感のふるさとづくり」を進める際の基本的な考え方やそれぞれの役割を明示することで、同じ考え方の下、越前市全体で取組みを進めていきます。

第1条 条例の目的

全ての越前市民が幸福を実感できる越前市を目指すために、市が行う政策や取組みについての基本的な考え方と方向性を定める。

- ➡ 条例で定めることを通じて、越前市の魅力を高め、越前市民の幸福実感を高めていく。

第2条 条例の用語の説明

この条例のキーワードや独特の意味を持つ用語について説明

第3条 基本的な考え方

- (1) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、さらに幸福を実感できる越前市を目指して行う。
- (2) 幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰一人取り残されない越前市を目指して行う。
- (3) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民の幸福を追求する権利を守り、尊重しながら進める。
- (4) 幸福実感のふるさとづくりは、地域の特性に配慮しながら、また、地域の特色を生かしながら進める。

【それぞれの役割】

越前市全体で幸福実感のふるさとづくりを進めていくための、それぞれの役割について説明

第4条 市民や市内団体の役割

第5条 市長の役割

第6条 市の役割と政策などの進め方

【取組みの方向性について定める部分】

「幸福実感のふるさとづくり」を進める際の市の取組みの方向性を明示することで、必要な事柄に取組みを集中し、効果的に取組みを進めていきます。

第7条

安全で安心して住み続けられる地域づくり

第8条

健やかなくらしづくり

第9条

魅力的で活力のある地域づくり

第10条

充実した子育て・教育環境づくり

第11条

支え合い、助け合える地域づくり

第12条

居場所づくりと舞台の提供

【取組みの進め方について定める部分】

「幸福実感のふるさとづくり」を進める際の市の取組みの進め方を明示することで、実効性の向上と適切な推進を図っていきます。

第13条

対話の尊重

第14条

具体的な取組みへの反映

第15条

未来につながる市政運営

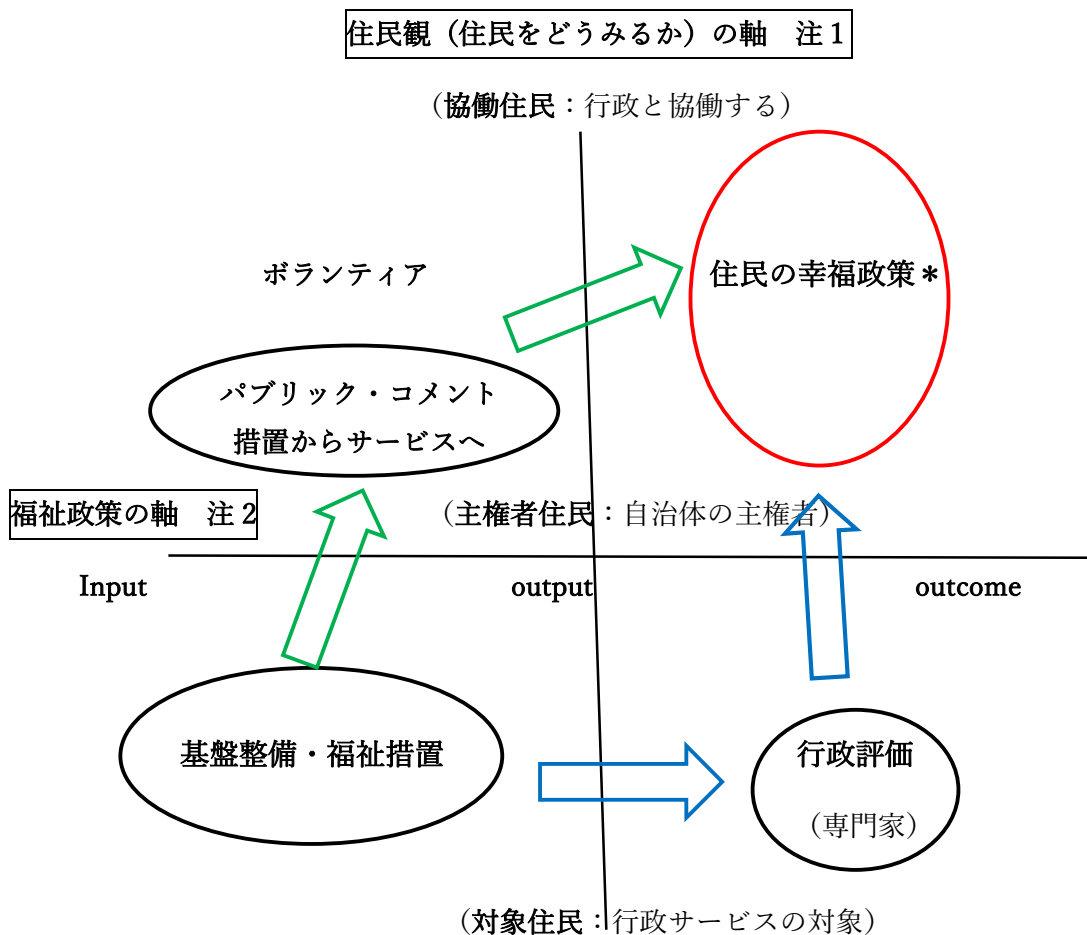
2025.3.10

住民の幸福政策について

～住民観と福祉政策の2軸から～

住民の幸福政策は、福祉政策がその評価軸をインプットからアウトプット、アウトカムに移してきた発展と行政が住民を施策の対象から主権者、協働者とする住民観の発展の2つの方向が融合したところに成立している。

幸福政策の大きな流れとしては、住民をサービスの対象としてではなく、主権者、協働者と位置づける方向であるが、自治体が自らをどの程度、コミュニティ（⇔権力機構）とみることによってバラエティが現れると考えられる。それは、住民参加の度合いと相関する。



注1) 北山俊哉/稲継裕昭編著(2021)『テキストブック地方自治』東洋経済、第6章「政策形成と決定」/Arnstein, Sherry(1969)“A Ladder on Citizen Participation”

注2) デボラ・ミッチェル(1993)『福祉国家の国際比較研究』啓文社(原著1991)